

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

下記事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 10 月 28 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

安平町専決処分第 12 号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年10月1日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

安平町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

安平町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年10月 1 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第14号

安平町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

安平町認可地縁団体印鑑条例（平成18年安平町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第21条第 2 項」を「第18条の 3 第 1 項」に改める。

第12条中「第19条第 1 項第 1 号ト」を「第18条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○議会の委任による長の専決処分事項の指定について

平成18年9月20日

議決

安平町議会の権限に属する事項中、次の事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項に指定する。

- 1 地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、当該議決に係る契約金額から500万円を超えない範囲内で変更契約を締結すること。
- 2 法令上、町の義務に属する1件の金額100万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関すること。
- 3 町が加入して組織する一部事務組合等における他市町村の加入、脱退又は名称変更に伴う当該一部事務組合等を組織する地方公共団体の数の増減及び当該事由による規約の変更に係る協議に関すること。
- 4 法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該条例の改正を行うこと。

議案第 1 号

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和 8 年10月28日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

財産の取得をするため、地方自治法第96条第 1 項第 8 号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案するものである。

記

- 1 取得しようとする財産の種類 エアコン設備一式
- 2 契約の相手方 所在地 北海道札幌市中央区北 1 条西10丁目 1 番地21
会社名 N T T ・ T C リース株式会社 北海道支店
執行役員 支店長 村田 哲章
- 3 取得の目的 安平町役場総合庁舎及び総合支所にエアコン設備を設置するため
- 4 取得の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 5 取得の価格 132,594,000円（月額1,104,950円×120箇月）
- 6 契約期間 令和 8 年11月 1 日から令和19年 7 月31日まで
- 7 賃貸借期間 令和 9 年 8 月 1 日から令和19年 7 月31日まで

〈参考資料 議案第 1 号〉

■安平町役場庁舎エアコン設備リース業務

※メンテナンス付リース方法で導入

「エアコン機器」

番号	対象施設	部屋名称	設置台数
1	総合支所（追分）	旧建設課	2
2		旧町長室	1
3		相談室 4	1
4		事務室	2
5		栄養指導室	1
6		ボランティア室	1
7	総合庁舎 旧庁舎側 1 階（早来）	当直室	1
8		町民相談室	1
9		会計課	1
10		税務住民課ほか事務室	5
11		相談室 2	1
12		ホール	3
13		休憩室	1
14	総合庁舎 旧庁舎側 2 階（早来）	水道課	1
15		産業振興課ほか	4
16		建設課	3
16		中会議室 2	1
17	総合庁舎 増築側 1 階（早来）	総務課	2
18	総合庁舎 増築側 2 階（早来）	監査委員室	1
19		議会事務局	1
20		休憩室	1
21		政策推進課	2
22		教育委員会事務局	3
合計			40

「高圧電源設備」

1	総合庁舎 増築側屋上（早来）	高圧電源設備	1
---	----------------	--------	---

※「●」部分に設置

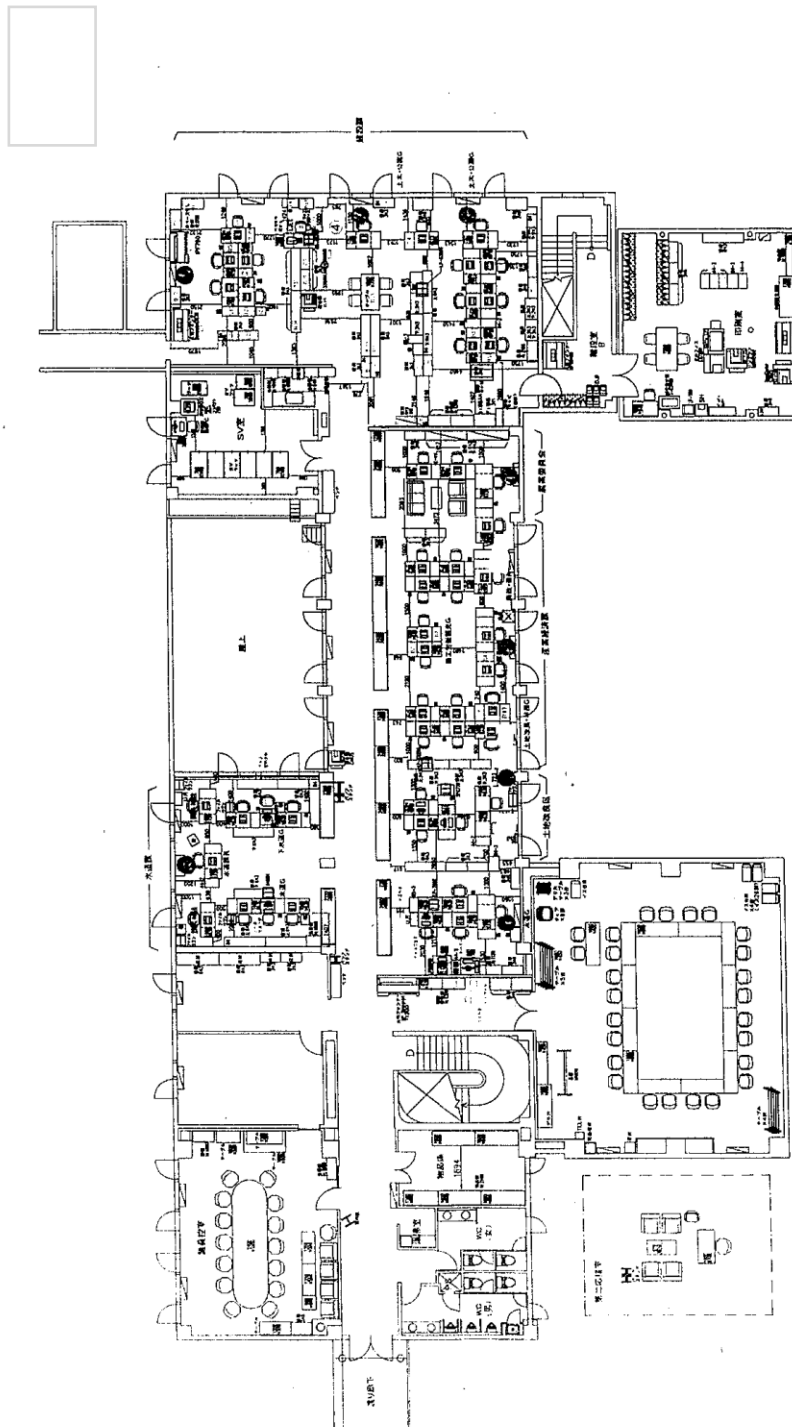


※「●」部分に設置



設置個所【安平町役場総合庁舎 旧庁舎側2階】

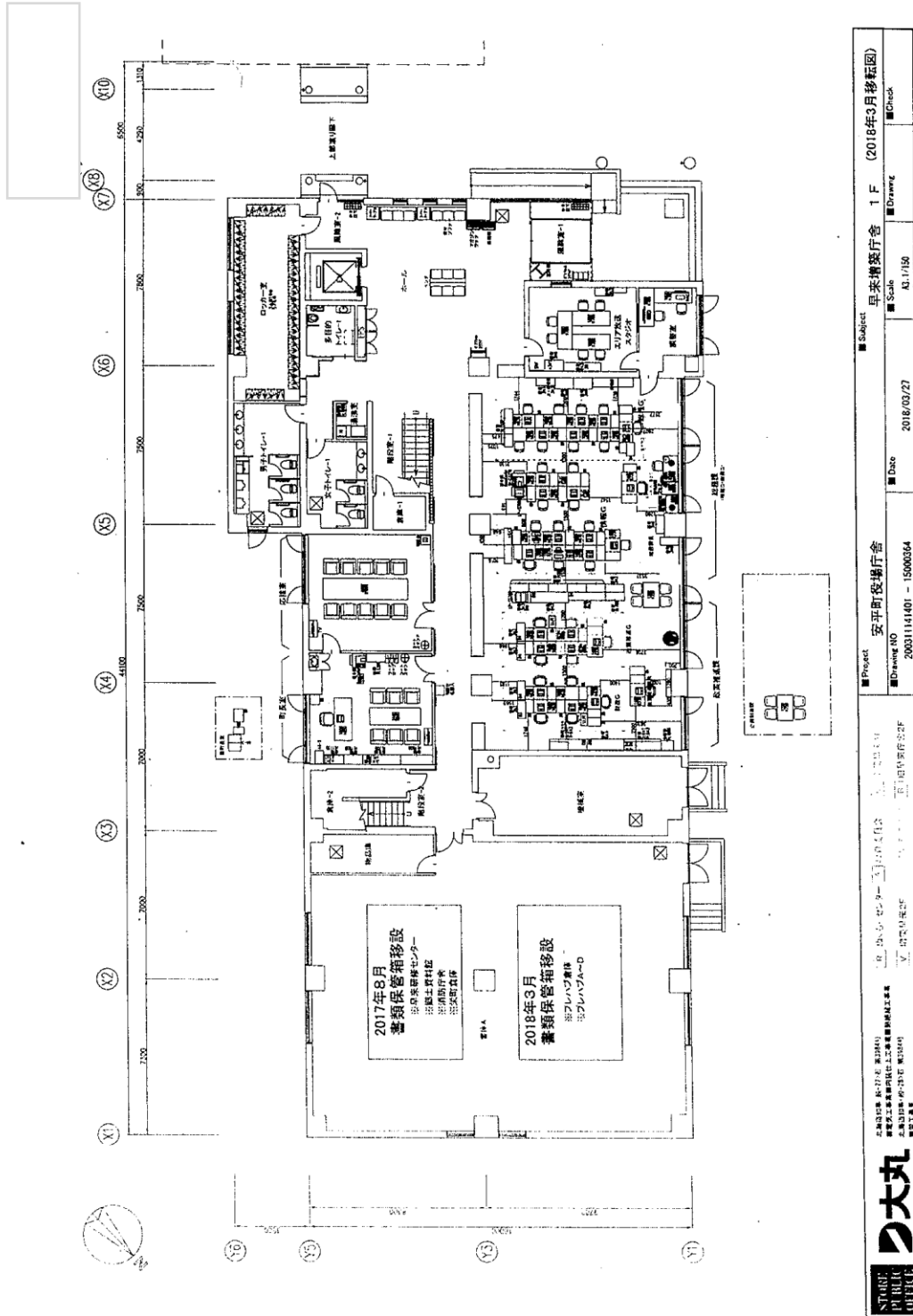
※「●」部分に設置



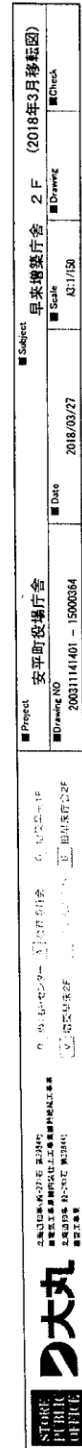
STORE PUBLIC OFFICE	大丸	本館設置場所 本館2階 第100号 本館設置場所 本館2階 第100号 本館設置場所 本館2階 第100号		〇 本館設置場所 〇 本館設置場所	〇 本館設置場所 〇 本館設置場所
		〇 本館設置場所 〇 本館設置場所		〇 本館設置場所 〇 本館設置場所	〇 本館設置場所 〇 本館設置場所
Project 安平町役場庁舎 Drawing NO. 20031141401 - 15000334		Subject 早来庁舎2F (新築改修中) (2018年3月移転図) Scale A3/1/50		Date 2018/03/27 Drawing 〇 Check 〇	

設置個所【安平町役場総合庁舎 増築庁舎側1階】

※「●」部分に設置



※「●」部分に設置



安平町役場庁舎エアコン設備リース業務

プロポーザル評価項目

評価基準

業者名		NTT・TCリース㈱					評価者					合計
		優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	A	B	C	D		
		5	4	3	2	1						
		10	8	6	4	2						
		20	16	12	8	4						
No.	評価項目	配点										
1	業務の実績										合計	
	・本事業と同種・類似業務の受注実績があり十分な実施能力があるか。	10	8	6	4	2	10	10	8	8	36	
	・事業者の財務状況等は適正であるか。	5	4	3	2	1	5	5	4	4	18	
2	技術・事業遂行評価										合計	
	・事業の理解度は十分か。	5	4	3	2	1	4	5	4	4	17	
	・必要な機能を満たすための適切な設計方針が示されているか。	5	4	3	2	1	4	4	4	4	16	
	・ランニングコストの低減に関する考え方があるか。	5	4	3	2	1	4	4	3	5	16	
	・リース、設計、施工、保守管理等の実施体制が適切であるか。	5	4	3	2	1	5	4	4	4	17	
	・工期を厳守し、品質・安全を確保するための適切な施工計画が示されているか。	5	4	3	2	1	3	4	5	3	15	
	・早期完了のための具体的なスケジュールを提案しているか。	5	4	3	2	1	4	4	3	3	14	
3	保守評価										合計	
	・緊急時や故障時の対応は十分か。	5	4	3	2	1	4	4	3	3	14	
	・保守点検や性能劣化への対応が十分か。	5	4	3	2	1	4	4	3	3	14	
	・長期的な維持管理を考慮したものになっているか。	5	4	3	2	1	4	4	2	3	13	
	・空調設備の長寿命化等、導入後の維持管理経費を抑えるための工夫がされているか。	5	4	3	2	1	4	3	3	4	14	
4	その他										合計	
	・他の項目で評価の視点に記載されていない点に関して優れた提案があるか。	5	4	3	2	1	4	3	2	4	13	
	・事業に対する意欲や熱意が感じられるか。	5	4	3	2	1	4	4	4	4	16	
	・質問に対する回答の適格性や、現実性があるか。	5	4	3	2	1	4	4	3	4	15	
評価合計							67	66	55	60	248	
5	金額について										合計	
	・現予算額に対しての金額、費用対効果	20	16	12	8	4	16	12	12	12	52	
総合評価点(システム評価合計+金額評価点)							83	78	67	72	300	

※応募事業者が1社であったため、最低評価基準点を設け審査を実施。基準点を上回ったことから、NTT・TCリース㈱に決定した。

安平町告示第100号

次のとおり公募型プロポーザル随意契約を実施するので、安平町委託業務発注に係るプロポーザル実施要領第5条の規定に基づき告示する。

令和8年9月7日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町役場庁舎エアコン設備リース業務に係るプロポーザル実施要領

1 業務名

安平町役場庁舎エアコン設備リース業務

2 実施目的

安平町役場の施設環境向上に向け空調設備を整備することにより、来客者の過ごしやすい環境及び勤務する職員の働きやすい環境を整備することを目的とし、安平町役場庁舎へのエアコン設備設置を行う。

3 実施内容等

- (1) 業務内容 安平町役場庁舎エアコン設備リース業務仕様書のとおり。
- (2) 工事期間 契約日から令和9年6月30日まで
賃貸借期間 令和9年8月1日から令和19年7月31日まで（120月）
- (3) 契約予定日 令和8年10月下旬
- (4) 事業方式 本事業については、リース方式とする。
- (5) 予算限度額（予定） 総額136,240千円（税込）
（年額13,624千円（税込））
（消費税及び地方消費税を含む。）

※予算に係る留意点

本プロポーザルは、契約候補者を選定するために行うものであり、安平町議会において令和9年度予算が議決されなかった場合には、事業を実施しないことがある。

安平町役場庁舎エアコン設備リース業務委託の提案金額については、契約金額の限度を示すものであり、町がこの金額で契約するものではない、

4 受託候補者の選定

受託候補者の選定は、参加事業者から提出される企画提案書等に基づき、安平町役場庁舎エアコン設備リース業務受託候補者選定委員会が行う。

5 受託候補者の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 令和7・8年度の一般競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 安平町競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成18年告示第15号）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき公正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- (5) 国税及び道税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- (6) 北海道内に本店、支店、営業所等のサポート拠点を有するものであること。
- (7) 過去10年の間に国又は地方公共団体を相手方として本業務と種類及び規模をほぼ同じくする内容の契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 実施要領等の告示 | 令和8年9月7日 |
| (2) 質問書提出期間 | 令和8年9月9日から9月25日まで |
| (3) 質問回答 | 令和8年9月25日までに随時回答 |
| (4) 参加意向申出書提出期限 | 令和8年9月30日 |
| (5) 資格確認結果通知 | 令和8年10月6日 |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和8年10月9日 |
| (7) プレゼンテーション | 令和8年10月14日 |
| (8) 審査結果通知 | 令和8年10月20日 |
| (9) 臨時町議会での契約議案議決 | 令和8年10月28日（予定） |
| (10) 業務着手 | 令和8年11月1日から |
| (11) 試験運転 | 令和9年7月中旬（予定） |
| (12) 使用開始 | 令和9年8月1日（予定） |

7 参加意向申出書及び会社概要書の作成及び提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに参加意向申出書（様式1）及び必要書類を提出するものとする。

（1）提出期間 令和8年9月30日（水）

（2）提出方法 持参又は郵送によること。

（3）提出場所 安平町役場総務課

（4）提出書類 ア 会社概要（経歴書含む）

イ 企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近3期分）

ウ 納税証明書（本申出書提出直前1ヶ月前に発行されたもの）

（5）提出部数 各1部

8 質問及び回答方法等

（1）質問の内容

本実施要領及び仕様書の内容に不明な点がある場合は、次により任意様式で作成した質問書を提出すること。なお、質問に対する回答は、回答が整いしだい速やかに行うものとする。

（2）受付期間 令和8年9月9日（水）午前8時30分から

令和8年9月25日（金）午後5時15分まで

（3）提出方法 任意様式に必要事項を記入し、持参、郵送又は電子メールで提出すること。※電話及び口頭での質問には応じない。

（4）回答方法 郵送又は電子メールで回答する。また、公平性を確保する観点から、安平町ホームページへ掲載する。

9 企画提案書等の提出

提出意思確認書を提出し、要件を満たすものとして本プロポーザルへの参加を認められた者は、次に定める書類を提出するものとする。

（1）提出書類

・提案書（様式2）

提案書には、「安平町役場庁舎エアコン設備リース業務」で定める具体的提案内容を記載した資料を添付すること。（資料書式は任意様式とする）

- ・見積書（任意様式）
- ・主な業務実績、経歴
- ・操作マニュアル、パンフレット等
- ・その他有益可能性のある自由意見の資料など

〔留意点〕 ○用紙はA4版（左横書き）を基本に作成すること。

○使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。

○提出部数は7部とすること。

（2）提出期限 令和8年10月9日（金）午後5時15分

（3）提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）によること。

10 審査、評価及び選定

（1）プレゼンテーション実施予定日 令和8年10月14日

（2）プレゼンテーションの実施について

- ① 企画提案書及び具体的提案企画内容を記載した資料に基づくプレゼンテーションにより、審査項目ごとの評価点数の合計点数により行う。
- ② プレゼンテーションに使用するパソコン及びプロジェクターは、各事業者が準備するものとする。（スクリーンは当町が用意する。）
- ③ プレゼンテーションの時間は、1事業者1時間（質疑応答時間10分程度を含む。）とする。なお、プレゼンテーションにおいては、提案するシステムを使用して例規の改正作業等に関するデモンストレーションを必ず実施すること。
- ④ 審査の結果、評価点数がもっとも高い者を受託候補者として選定する。
- ⑤ 選定結果は、プレゼンテーション参加者全てに通知する。
- ⑥ 選定に関する異議等は受け付けない。
- ⑦ 詳細な日程、実施方法については、後日参加者へ通知する。

1 1 審査及び評価の項目

審査及び評価の項目は、おおむね次のとおりとする。

審査及び評価項目		配点	
業務の実績	・ 本事業と同種・類似業務の受注実績があり、十分な実施能力があるか。	10点	15点
	・ 事業者の財務状況等は適正であるか。	5点	
技術・事業遂行評価	・ 事業の理解度は十分か。	5点	30点
	・ 必要な機能を満たすための適切な設計方針が示されているか。	5点	
	・ ランニングコストの低減に関する考え方があるか。	5点	
	・ リース、設計、施工、保守管理等の実施体制が適切であるか。	5点	
	・ 工期を厳守し、品質・安全を確保するための適切な施工計画が示されているか。	5点	
	・ 早期完了のための具体的なスケジュールを提案しているか。	5点	
保守評価	・ 緊急時や故障時の対応は十分か。	5点	20点
	・ 保守点検や性能劣化への対応が十分か。	5点	
	・ 長期的な維持管理を考慮したものになっているか。	5点	
	・ 空調設備の長寿命化等、導入後の維持管理経費を抑える工夫がされているか。	5点	
その他	・ 他の項目で評価の視点に記載されていない点に関して優れた提案があるか。	5点	15点
	・ 事業に対する意欲や熱意が感じられるか。	5点	
	・ 質問に対する回答の適格性や、現実性があるか。	5点	
費用	・ 適正な見積金額であるか。	20点	

1 2 その他

(1) 経費負担

本プロポーザルに係る提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、各事業者の負担とする。

(2) 契約

審査の結果、予定者として選定した者と、委託内容、委託金額、契約条件等について協議した上で、予算の範囲内で契約を締結する。

(3) 秘密の保持

提案書については、本要領に基づく受注者の選定以外の目的に使用することはないが、審査の公平性をきするため公開する場合がある。

1 3 事務担当課

安平町総務課（担当：課長補佐 野田）

〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地

電話番号：0145-22-2511

FAX：0145-22-2026

メー ル：soumu@town.abira.lg.jp

議案第 2 号

令和 8 年度安平町一般会計補正予算（第 4 号）について

令和 8 年度安平町一般会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり提出する。

令和 8 年10月28日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

総合行政ネットワークシステム運用事業の増額等により、令和 8 年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第 1 項の規定により提案するものである。

議案第 2 号

令和 8 年度安平町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度安平町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,752 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,740,992 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

令和 8 年 10 月 28 日 提出

安平町長 及 川 秀一郎

(歳 入)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金		733, 715	4, 752	738, 467
	1. 基金繰入金	732, 209	4, 752	736, 961
歳 入 合 計		9, 736, 240	4, 752	9, 740, 992

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1, 173, 516	2, 737	1, 176, 253
	1. 総務管理費	1, 117, 496	2, 737	1, 120, 233
8. 土木費		1, 045, 041	2, 015	1, 047, 056
	2. 道路橋りょう費	395, 195	2, 015	397, 210
歳 出 合 計		9, 736, 240	4, 752	9, 740, 992

第2表 繰越明許費補正

追 加		(単位：千円)	
款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	地域公共交通対策事業	5,025

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	2,382,897		2,382,897
2. 地方譲与税	110,125		110,125
3. 利子割交付金	3,266		3,266
4. 配当割交付金	6,690		6,690
5. 株式譲渡所得割交付金	7,632		7,632
6. 法人事業税交付金	18,398		18,398
7. 地方消費税交付金	210,555		210,555
8. ゴルフ場利用税交付金	44,861		44,861
9. 環境性能割交付金	1		1
10. 国有提供施設所在市町村交付金	32,378		32,378
11. 地方特例交付金	22,046		22,046
12. 地方交付税	2,859,119		2,859,119
13. 交通安全対策特別交付金	830		830
14. 分担金及び負担金	1,944		1,944
15. 使用料及び手数料	202,938		202,938
16. 国庫支出金	792,234		792,234
17. 道支出金	1,067,815		1,067,815
18. 財産収入	66,749		66,749
19. 寄付金	603,369		603,369
20. 繰入金	733,715	4,752	738,467
21. 繰越金	49,190		49,190
22. 諸収入	129,088		129,088
23. 町債	390,400		390,400
歳入合計	9,736,240	4,752	9,740,992

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	56,793		56,793				
2. 総務費	1,173,516	2,737	1,176,253				2,737
3. 民生費	1,649,073		1,649,073				
4. 衛生費	679,880		679,880				
5. 労働費	11,937		11,937				
6. 農林水産業費	925,659		925,659				
7. 商工費	538,941		538,941				
8. 土木費	1,045,041	2,015	1,047,056				2,015
9. 消防費	443,817		443,817				
10. 教育費	1,001,653		1,001,653				
11. 公債費	992,212		992,212				
12. 給与費	1,212,718		1,212,718				
13. 予備費	5,000		5,000				
歳 出 合 計	9,736,240	4,752	9,740,992				4,752